

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	高校教育課	整理番号	1-2-8
許認可等の種類	教員免許状の有効期間の延期			
根拠法令条例等・条項	教育職員免許法第9条の2			
許認可等の概要	教員免許状を有する者がやむを得ない事由により免許状更新講習の課程を修了することが困難であるとき、免許状更新講習の有効期間を延期する。(平成21年4月1日以降に初めて教員免許状を授与された者が対象)			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考] 教育職員免許法第9条の2第5項 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状を有する者が、次条第三項第一号に掲げる者である場合において、同条第四項の規定により免許状更新講習を受けることができないことその他文部科学省令で定めるやむを得ない事由により、その免許状の有効期間の満了の日までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めるときは、文部科学省令で定めるところにより相当の期間を定めて、その免許状の有効期間を延長するものとする。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	60日			
期間の制定根拠	過去の事務処理実績から算出			